

# 国民年金のお知らせ

令和2年度分国民年金保険料の納付書が日本年金機構より送られます。

《発送日は令和2年4月1日です。》

【令和2年4月～令和3年3月分の国民年金保険料は月額16,540円です。】

同封の納付書を使用し、納付期限までに金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めて下さい。

※ 役場や年金事務所では納めることができませんのでご注意ください。

## ■保険料は前納（まとめて前払い）がお得です。

|     | 前納する期間           | 毎月納付した場合  | 前納した場合    | 割引額     | 納付書の使用期限  |
|-----|------------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 前 納 | 令和2年4月分～令和3年3月分  | 198,480 円 | 194,960 円 | 3,520 円 | 令和2年4月30日 |
| 上 期 | 令和2年4月分～令和2年9月分  | 99,240 円  | 98,430 円  | 810 円   | 令和2年4月30日 |
| 下 期 | 令和2年10月分～令和3年3月分 | 99,240 円  | 98,430 円  | 810 円   | 令和2年11月2日 |

- 前納には期限がありますので、早めにお納めください
- 納付書の使用期限が過ぎた場合でも、前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行しますので、年金事務所へお問い合わせください。

## ■保険料の「免除制度」があります。

失業などにより保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除される制度があります。免除や猶予申請を希望の方は町民課までご相談ください。

|               |                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 免除（全額免除・一部免除） | 本人・配偶者・世帯主の前年所得を基準に審査し、免除区分ごと（全額・3/4・半額・1/4）に基準を満たしていれば免除されます。<br>失業等の事由がある場合、それらを証明するものを添付して免除申請が可能です。 |
| 納付猶予          | 50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、納付を遅らせることができます                                                           |
| 学生納付特例        | 学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付を遅らせることができます。                                                                  |

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎47-4681